仮執行宣言申立時に必要な書類等

山口簡易裁判所

仮執行宣言申立時に必要な書類は、以下のとおりです。

１　仮執行宣言の申立書（押印、訂正印のあるもの）・・・・・・・・・・・・・**１部**

・　「仮執行宣言の申立書」は、日本工業規格Ａ４判の用紙を用います（左端に３センチメートル程度の余白をとってください。）。
・　申立印は、支払督促申立書に押したものと同じ印を押してください。なお、捨印を押しておくと、簡単な訂正であれば、後の電話でのやりとりだけで訂正ができますので、便利です。
・　事件番号は正確に記載してください。
・　債務者に支払督促正本が送達された日がわからない場合は、申立をした裁判所までお問い合わせください。なお、その際、異議申立ての有無も確認してください。

２　当事者目録のコピー及び請求の趣旨及び原因のコピー
（訂正印など押印がないもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**各２部**

・　債務者１名の場合。債務者が１人増えるごとに１部ずつ増やしてください。

３　①　債権者が請書を提出する場合は、切手１，２２０円、及び切手１１０円
②　債権者が請書を提出しない場合は、切手１，２２０円×２組

・　債務者１名の場合。債務者が１人増えるごとに1,２２０円ずつ増やしてください。
ただし、書類枚数が多くなると郵便料金が変わる場合があるので、裁判所にご確認ください。

４　はがき　　１枚（又は切手１１０円）

・　はがきの表側に、債権者の住所、氏名を記載してください。このはがき（又は封書）を使用して、債務者に対する仮執行宣言付き支払督促正本の送達ができたかどうかを通知します。

ご不明な点につきましては、支払督促の申立をした簡易裁判所宛てにお問い合わせください。

【山口簡易裁判所の問い合わせ先】

〒７５３－００４８　山口市駅通り一丁目６番１号
山口簡易裁判所　民事係
TEL　０８３－９２２－９１４２（民事係直通）
FAX　０８３－９３２－０１４４